

緊急雇用対策プログラム

(緊急雇用対策プログラム実施要領)

1 目的

藤丸百貨店の閉店（令和5年1月末を予定）に伴い、多くの離職者が発生する可能性があることから、離職者の早期再就職の促進や生活の安定を図ることを目的に、帯広公共職業安定所及び関係機関と連携のもと、離職前制度説明会の開催など所要の緊急雇用対策プログラムを実施する。

2 離職等対象者

藤丸百貨店の正社員、パート社員、契約社員、テナント従業員のほか、藤丸百貨店の閉店により離職の対象となる者

3 対策期間

令和4年9月1日から当面の間

4 対策内容

- (1) 連携事業（帯広公共職業安定所等と連携する事業）
 - ・ 離職前制度説明会の開催など
- (2) 個別事業（道・市町村等の既存事業を活用した事業）
 - ・ 「藤丸百貨店の閉店に係る特別相談窓口」の設置
 - ・ 道立帯広高等技術専門学院（MONOテク帯広）が行う職業訓練の周知
 - ・ 勤労者福祉資金貸付制度等の活用
 - ・ その他必要な対応
- (3) その他
 - ・ 報道機関を通じて対策内容を広く地域住民に提供

【主な対策・対応】

- 1 「藤丸百貨店の閉店に係る特別相談窓口」の設置
 - ・ 設置日時 令和4年9月1日
 - ・ 設置場所 十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課内
 - ・ 内 容 雇用及び労働に関する相談、その他付随する事項
- 2 離職前制度説明会の開催
 - ・ 日 時 令和4年9月12日～14日（各日、3回に分けて実施）
 - ・ 参加機関 帯広公共職業安定所、帯広労働基準監督署、帯広年金事務所、十勝総合振興局、MONOテク帯広、帯広市、産業雇用促進センター、ポリテク釧路
 - ・ 内 容 雇用保険受給資格決定手続き、生活資金貸付制度等についての説明等
- 3 総合相談会
 - ・ 日 時 令和5年2月9日
 - ・ 参加機関 帯広公共職業安定所、帯広労働基準監督署、帯広年金事務所、十勝総合振興局、帯広技専、帯広市、音更町、幕別町、産業雇用促進センター、ポリテク釧路
 - ・ 内 容 帯広公共職業安定所により離職者に対する雇用保険受給資格認定、各機関からの制度説明・離職者に対する個別相談
- 4 その他の対応
 - ・ 管内経済団体への雇用支援に係る要請（9月9日）、
 - ・ 企業説明会（11月16～18日、12月12～16日） ほか